

平成17年11月7日(月)

於：三番町共用会議所

飼料問題懇談会速記録

目 次

1.開 会	1
1.あ い さ つ	1
1.委 員 紹 介	3
1.座 長 選 出	4
1.議題、配付資料の確認	4
1.懇談会の運営について	5
1.議 題	
(1)飼料自給率向上特別プロジェクトについて	5
(2)飼料穀物備蓄事業の改善等について	5
(3)備蓄飼料の放出基準の検討状況について	5
(4)そ の 他	5
1.質 疑 応 答	21
1.閉 会	42

開 会

山本需給対策室長 若干定刻前でございますけども、高木委員は 30 分ほど遅れていらっしゃるということでございます。ということで、委員の方々おそろいいただきましたので、ただいまから飼料問題懇談会を開催させていただきます。

私、生産局畜産部畜産振興課需給対策室長の山本でございます。

委員の皆様におかれましては御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

座長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきたいと思っております。

あ い さ つ

山本需給対策室長 まず開催に当たりまして、町田畜産部長からあいさつを申し上げます。

町田畜産部長 畜産部長の町田でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本懇談会に御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

最近の我が国の畜産をめぐる状況につきましては、もう御案内のとおりでございます、国際化の進展ですとか食の安全・安心に対する高まりといったことで、大変環境が劇的に変化してきているわけでございます。

前回の懇談会は 2 月に開催されまして、そのときも検討状況ということで報告をさせていただいたわけでございますが、この 3 月に今後の農政の展開方向を示します、新しい食料・農業・農村基本計画。また、私ども畜産の分野では酪肉近代化基本方針等が策定・公表されたところでございます。

基本計画におきましては、食料自給率の向上ということが大きな目標として書いてあるわけでございますが、私どもの飼料生産の重要性もうたわれておりまして、飼料自給率につきましては、現状の 23% から 35% に引き上げるという目標が設定されたところでござ

います。

改めて申し上げるまでもないわけですが、この飼料自給率の目標を達成いたしますためには、国、地方公共団体、また農業団体など、関係者が一体となった取組が極めて重要であると考えているところでございます。

このため、本年5月に飼料自給率向上特別プロジェクトを立ち上げまして、関係者、また有識者の皆様からなります全国的な推進機関といたしまして、飼料自給率向上戦略会議を組織したところでございます。

本戦略会議におきましては、飼料作物の生産拡大や食品残さの飼料利用の拡大など、飼料自給率の向上に向けました年度ごとの行動計画も、飼料問題懇談会での御提言を踏まえつつ策定いたしまして、関係者それぞれが計画的に取り組むことといたしておりまして、これによりまして、飼料自給率を確実に向上させていきたいと考えているところでございます。

また、配合飼料原料でございます飼料穀物でございますが、その大半を海外に依存しているわけですが、最近では本年8月末にアメリカのニューオリンズ周辺に上陸いたしましたハリケーン「カトリーナ」の被害によりまして、飼料穀物の積み出しが一時的に停止しましたため、飼料穀物の備蓄を活用して、国内供給の確保を図っているところでございます。

このように、飼料の安定供給のためには、飼料穀物備蓄事業などが大変重要であるわけですが、この事業の実施に当たりましては、本懇談会でも御議論、また御提言をいただいていますように、効率化、健全化を図っていくことが求められております。引き続き御指導を賜りながら、適切な事業運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日の懇談会でございますが、前回の懇談会が開催されました本年2月以降の、先ほど申しました、飼料自給率向上特別プロジェクトを初めといたします最近の情勢につきまして御報告申し上げますとともに、飼料穀物備蓄事業の改善方向等について説明をさせていただくことといたしております。

また、あわせまして、配合飼料供給安定機構が中心となりまして検討を進めております飼料穀物の放出基準の検討状況につきましても、野崎委員より報告をいただくこととなっております。

皆様方の意見を賜りまして、今後の飼料政策に活用してまいりたいと考えております。

忌憚のない御意見、また御議論をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員紹介

山本需給対策室長 それでは、委員の御紹介及び御出席の状況を報告いたします。

当懇談会は委員 14 名で構成されております。

交代された委員の方もいらっしゃいますので、改めて当懇談会の委員の先生方の御紹介を申し上げます。

それでは左手から順番に、浅野委員でいらっしゃいます。

阿部委員でいらっしゃいます。

犬伏委員の代理の横田様でいらっしゃいます。

小泉委員でいらっしゃいます。

高木委員、先ほど申しましたように、ちょっと遅れていらっしゃるということでございます。

内藤委員でいらっしゃいます。

成清委員でいらっしゃいます。

野崎委員でいらっしゃいます。

林委員でいらっしゃいます。

平野委員でいらっしゃいます。

富士委員でいらっしゃいます。

増田委員でいらっしゃいます。

山口委員でいらっしゃいます。

なお、生源寺委員におかれましてはやむを得ない事情で、本日は御欠席されるということでございます。

続きまして、事務局の主な出席者の紹介をいたしたいと思います。

今あいさつがありました、生産局畜産部・町田畜産部長でございます。

続きまして、畜産企画課・岡本畜産総合推進室長でございます。

同じく畜産企画課・原田畜産環境対策室長でございます。

消費・安全局畜水産安全管理課・元村補佐でございます。

生産局畜産部畜産振興課・大橋草地整備推進室長でございます。

なお、畜産振興課長の姫田と畜水産安全管理課長の杉浦でございますが、本日は所用のため後ほど遅れて出席いたしますので、御了承願います。

座 長 選 出

山本需給対策室長 それでは議事に入ります前に、座長の選出を行いたいと思います。

座長につきましては事務局の案がございまして、昨年度に引き続き、阿部委員に座長をお願いしたいと考えますが、皆様、いかがでございでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山本需給対策室長 それでは、阿部委員に座長をお願いしたいと思います。

阿部委員、座長席の方へお願いいたします。

阿部座長 日本大学の阿部でございます。

昨年に引き続きまして、進行役を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

議題、配付資料の確認

阿部座長 それではまず最初に、本日の議題と配付資料につきまして、事務局の方から確認をお願いします。

山本需給対策室長 本日の議題につきましては、配付しています資料1にございますように、「飼料自給率向上特別プロジェクトについて」、「飼料穀物備蓄事業の改善等について」、「備蓄飼料の放出基準の検討状況について」の3点を中心をお願いしたいと思っております。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。

右肩に番号を付しておりますが、まず資料1、議事次第、資料2、飼料問題懇談会委員名簿、資料3といたしまして横紙で、飼料自給率向上特別プロジェクトについて、資料4、平成18年度歳出予算概算要求の概要（PR版）、資料5、飼料の安全性確保について、資料6、飼料穀物備蓄事業について、資料7、備蓄飼料の放出基準の検討状況について（備蓄穀物放出基準案骨子と考え方）参考資料といたしまして、飼料をめぐる情勢。

以上でございます。

御確認いただきまして不足等ございましたら、事務局まで御連絡いただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは座長、よろしく願いいたします。

懇談会の運営について

阿部座長 それではこれから討議に入りたいと思いますけども、その前に、本懇談会の運営についてであります。以下、御承認をいただきたいと思えます。

会議及び議事録の公開、非公開等については、昨年度の取り扱いと同様で問題はないかということでもあります。つまり具体的に言いますと、会議は公開として、議事録についても発言者名を付して公開ということで去年はやってきたんですが、それと同じ形で今年もやりたいということですが、いかがですか。よろしゅうございますか。

では、御異議がなさそうですので、そういう形でこの会は進めさせていただきたいと思えます。

議 題

- (1) 飼料自給率向上特別プロジェクトについて
- (2) 飼料穀物備蓄事業の改善等について
- (3) 備蓄飼料の放出基準の検討状況について
- (4) そ の 他

阿部座長 それでは、これから課題の方に入ってまいりますけれども、まず議事次第にありますように、今お話があったように、その他も含めて4つの課題がありますが、最初に事務局と、それから配合飼料供給安定機構の方から(1)(2)(3)について、資料に基づいて説明をしていただくと。そしてその後一括して皆様から提案、説明されたことについての御質疑、あるいは御意見をいただくということでやっていきたいと思えますので、よろしく願います。

既に3時10分ですが、今日の終了の目途は5時ということで考えておりますので、どうぞよろしく御協力、お願いいたします。

それでは、今言いましたように資料の説明をいただきたいと思いますが、まず最初に資料3の「飼料自給率向上特別プロジェクトについて」、次が資料4の「平成18年度歳出予算概算要求の概要について」及び資料5の「飼料の安全性確保について」の3つにつきまして、担当の課長、室長の方から順次説明していただきたいと思います。

それではどうぞ、よろしく申し上げます。

大橋草地整備推進室長 草地整備推進室長の大橋でございます。私の方から、資料3に基づきまして「飼料自給率向上特別プロジェクトについて」及び資料4に基づきまして「平成18年度歳出予算概算要求の概要について」、御説明させていただきたいと思います。

まず、資料3でございます。1ページをめくっていただきますと、「飼料自給率向上特別プロジェクト」についてというペーパーがございます。

先ほど畜産部長のあいさつの中にもありましたとおり、食料・農業・農村基本計画におきまして示されました飼料自給率の目標を達成するために、国、都道府県、農業者・農業団体等関係者が一体となりまして、飼料自給率の向上に向けた行動計画を策定、実行、点検するという目的で、「飼料自給率向上特別プロジェクト」が発足したところでございます。

それとあわせまして副大臣が主催しまして、そのプロジェクトの関係者と有識者を構成員といたしまして「飼料自給率向上戦略会議」を設けまして、ここで「行動計画」の策定等を実施するという体制を構築したところでございます。

その下の方にそれぞれの体系図が載っておりますけれども、飼料自給率向上戦略会議、農業団体における戦略会議、農林水産省における戦略会議、都道府県における戦略会議という、それぞれの会議を設けるということでございます。

その戦略会議の下に、自給飼料の増産を図る観点、それから食品残さのエサ化を推進する観点、それぞれの目的に応じまして、専門的な見地から具体的な取組を推進するために行動会議を設けまして、これを定期的で開催することとしたところでございます。

これが1ページの概要でございます。

2ページにつきましては、飼料自給率向上戦略会議の設置要領が書いてございます。具体的な説明は割愛させていただきますけれども、3の活動内容を見ていただきますと、それぞれ飼料自給率向上に向けた行動計画の策定、それからその取組の促進。さらに3番目といたしまして、取組状況についての点検及び検証ということで、PLAN - DO - SEEそれぞれの段階で、この戦略会議がチェックをするという形で仕組んでいるところでございます。

3 ページは、その構成員でございます。

4 ページが、平成 17 年度、本年度におきます行動計画でございます。前段の方は飼料作物生産の推進の観点からの行動計画。下の方に食品残さの飼料化の推進にかかわります行動で整理しております。

まず、本年の5月12日に戦略会議を設置いたしました。それを受けまして5月13日でございますけれども、全国飼料増産行動会議を設置いたしまして、具体的な活動に入ったということでございます。

ここにおきましては、特に稲発酵粗飼料につきまして、まず需給の実態調査を行いまして、需給マップを取りまとめるという活動を開始しております。

稲のホールクロップ関係につきましては、10月上旬に稲のホールクロップサイレージコーディネーターを育成するための研修を既に開催しております。今後12月以降、18年度の作付に向けた重点活動時期というふうに位置づけまして、その取組を一層推進してまいりる予定といたしているところでございます。

次が、国産稲わらの確保に係る行動でございますけれども、稲発酵粗飼料と同様、需給の実態調査及び需給マップを取りまとめまして、9月から17年産、本年産出来秋の稲わらの収集に向けた重点活動を実施しているところでございます。

簡単にその実績状況を御説明いたしますと、9月中旬の時点ではおおむね16万tほど、全国で国産稲わらの不足が見込まれていたところでございますけれども、先月10月末段階でこれを中間的に取りまとめましたところ、間違いなく4万t、実は確保されております。もちろんそれだけではございませんでして、現在、例えば九州ブロックの中におきまして、北九州地域から南九州の方に供給するための、もう供給することは決まっておるわけでございますけれども、具体的な数量を今、精査しているところでございますとか、まだまだ今後、その拡大に向けての取組を実施しているところでございます。

したがって最終的には、もう少し国産稲わらの確保が図られるものと考えているところでございます。

引き続き、まだ11月、今月いっぱいまで重点活動として、これに取り組んでまいりる所存でございます。

次が、放牧の促進の観点から、放牧の可能地につきまして、需給の実態調査・マップ等を取りまとめることといたしております。

放牧につきましては、これの推進を図るリーダーを育成する観点から、放牧伝道師を育

成するための研修を9月上旬に開催いたしております。

さらに、先般9月21、22日でございますけれども、山口県におきまして放牧サミットを実施させていただいたところでございます。これは第5回目に該当するわけでございますけれども、過去最高の360人近くの方がお集まりいただいて、活発に御議論、現地研修していただいたといった状況になっているところでございます。

その他、コントラクターの育成を推進する観点から、コントラクターアドバイザーの育成研修も10月上旬に実施しているところでございます。それが一応、政府と書いてございますけれども、全体としての取組でございます。それぞれ地方公共団体、あるいは農業団体におきましても、その活動を推進するための体制づくり等を、今、推進しているところでございます。

下の方にまいりまして、食品残さの飼料化推進に関してでございますけれども、6月16日に全国食品残さ飼料化行動会議を設置いたしまして、その後、食品残さの飼料化のマニュアルの作成、リーフレットによるPR活動等々を実施しているところでございます。

なお、この食品残さの飼料化につきましても人材の育成を図るべく、研修会の開催でございますとか、モデル地区の選定・重点活動を実施しているところでございまして、年明けの2月にはシンポジウムを開催する予定としているところでございます。

以上が17年度の行動計画でございます。5ページには、それぞれの行動計画の現在までの取組の実績をまとめてございます。

これにつきましては内容が多岐にわたりますので、説明は割愛させていただきたいと思っておりますけれども、おおむね大体計画したとおり、今のところ進んでいる状況でございます。

6ページからは、今後の具体的な取組ということで、先ほど御説明した内容と若干重複する部分があるかもしれませんが、これについて御説明いたします。

まず飼料増産につきましては、重点地区を設けることにしております。実はもう既に重点地区は設けているところでございますけれども、17年度、本年度末までに120カ所まで、この重点地区を追加するという目標を掲げて、今、各都道府県においていろいろ調整していただいているところでございます。現在までには91カ所の重点地区が、一応登録といいたいでしょうか、それぞれ設けていただいているところでございます。

今後12月には、追加の重点地区を都道府県の方から報告いただきまして、年明けからは、それを精査、決定したいというスケジュールで進めたいと考えているところでござ

ざいます。

その他でございますけれども、先ほど申しましたように、稲わら収集、あるいは稲のホールクロップサイレージの作付推進についての重点活動、これはずっと引き続き行うことといたしておりますし、さらには草地コンクールにつきましても、年明けに開催する予定になっております。

それともう一つ、稲のホールクロップサイレージの作付推進を手助けする活動といたしまして、稲発酵粗飼料生産・給与マニュアルの改訂作業を今、やっているところでございます。これがちょうど第3改訂版になるわけでございますけれども、今年度中にはこのマニュアルを取りまとめる予定で、今、進めているところでございます。

7ページが、食品残さの飼料化に係る今後の具体的な取組でございます。先ほど申しましたように、17年度版の飼料化マニュアルの作成に向けまして現在、編集会議等の開催を進めているところでございますし、さらにはリーフレットによるPRを随時行っているところでございます。

それから、情報の収集・提供、拠点づくりにつきましても、現在、優良事例の収集、あるいは提供、モデル地区の選定・重点活動を鋭意進めているところでございます。

また、食品残さの供給者、あるいは利用者のネットワーク作りといたしまして、その実態調査を実施し、年度内にはネットワーク作りまで持っていきたいと考えているところでございます。

以上が、飼料自給率向上特別プロジェクトについての御説明をさせていただいたところでございます。

引き続きまして資料4に基づきまして、平成18年度の歳出予算概算要求の概要を説明させていただきます。いろいろPR版がくっついておりますが、基本的に1ページと2ページで簡単に説明させていただきたいと思っております。

1ページには、畜産振興課予算概算要求の概要ということで載っております。1番といたしまして、飼料自給率向上特別対策の実施。

(1)水田飼料作物生産振興事業ということで、金額は同額で要求させていただいておりますけれども、その中身におきまして、稲発酵粗飼料の生産・給与を推進するために、耕畜連携等の強化を条件といたしました取組について対策を講じようということで、現在要求を出しております。

それから、(2)国産粗飼料の増産対策事業。これも金額は一緒でございますけれども、

その中におきまして、いわゆる輸入稲わらを国産稲わらに置きかえるための、生産組織による収集活動・供給活動を支援しようじゃないかという観点で、それに伴います支援措置を現在要求させていただいているところでございます。

それから(3)が、強い農業づくり交付金でございます。本年度から作られた交付金でございますけれども、この中でまず広域連携産地競争力強化支援事業といたしまして、県域を越えまして飼料作物の供給を受けまして、TMRセンターを核といたしました拠点的な地域システムを構築すると。そのための必要な経費について支援するという事業を、現在検討しているところでございます。

それからもう1つは、濃厚飼料の自給率向上を図るために、食品残さの飼料化を図るための技術情報等の普及。それから、拠点的地域におけるシステムの構築につきましても、現在支援措置を設けるべく、要求しているところでございます。

あとは草地畜産基盤整備事業、いわゆる畜産公共事業におきまして所要の制度改正を行いまして、草地の生産性の向上でございますとか、放牧の推進等々、土地利用基盤の整備を図ることとしているところでございます。

以下、3ページ以降はそれぞれの対策につきますPR版を添付しておりますので、現在これを説明しますと非常に長くなりますので、これは参考にさせていただければと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

続きまして今度は資料5ですか、お願いします。

杉浦畜水産安全管理課長 私、畜水産安全管理課長から御説明させていただきます。

飼料の安全性確保につきまして、2点。まず1ページに、遺伝子組換えトウモロコシ Bt10 の関係ですね。それから3ページに、中国産稲わら等の輸入一時停止措置についてということで、2点御説明させていただきます。

まず、遺伝子組換えトウモロコシ Bt10 の関係でございますけれども、今年3月23日に、米国から我が国及び米国において、安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシ Bt10 が、過去、米国内において誤って栽培され、流通していた旨が報告されました。

米国から輸入される飼料用トウモロコシの検査を実施したところ、これまでに12件のBt10検査陽性ロットを検出したことから、当該トウモロコシにつきましては、国内流通から排除しているところでございます。

米国政府、それから開発・販売を行いましたシンジェンタ社に対しまして、我が国へ輸出されるトウモロコシへの Bt10 混入防止の申し入れを行いまして、シンジェンタ社では米国内の Bt10 混入のおそれのある農家在庫の回収・処分も実施しております。

飼料輸入業者等に対しては、米国産トウモロコシの輸出前の検査の実施及び検査証明書の添付を指示しております。その後、飼料安全法に基づき、米国産トウモロコシの事前輸入届出制度を導入しております。

一方、Bt10 の安全性評価につきましては、食品安全委員会及び農業資材審議会におきまして、審議を実施しているところでございます。

その次の 2 ページに、リスク評価の状況を図示してございます。農林水産省から食品安全委員会に対して、食品健康影響評価を現在諮問しているところでございます。

3 ページにまいりまして、中国産稲わら等の輸入一時停止措置の関係でございませけれども、中国産の穀物のわら及び飼料用の乾草につきましては、我が国への口蹄疫の侵入防止の観点から、家畜伝染病予防法に基づきまして、農林水産大臣の指定する施設において、農林水産大臣の定める基準に従って消毒したもののみ、我が国への輸入が認められているわけでございますが、今年 5 月 16 日に O I E を通じて、中国から山東省及び江蘇省で口蹄疫が発生した旨の発表がございました。

さらに 5 月 27 日に、在中国日本大使館を通じまして、中国政府から北京市、河北省等で口蹄疫の発生があった旨の報告がございました。

このような状況にかんがみまして、我が国が輸入する稲わら等の生産・加工地まで口蹄疫が波及することが懸念されること、それから、中国から輸出された稲わらについて、家畜衛生条件違反が続けて摘発されているといった事実にかんがみまして、我が国への口蹄疫の侵入防止に万全を期すという観点から、今年 5 月 28 日以降に中国政府が発行した検査証明書が添付された稲わら等について、動物検疫所における輸入検疫証明書の発行を一時停止して、事実上輸入を停止しているという状況でございます。

4 ページに、中国における、今年に入ってから現在までの口蹄疫の発生状況を示しております。Asia 1 型と O 型が、中国各地で発生が確認されているという状況でございます。

以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

続きまして資料 6 の「飼料穀物備蓄事業について」、需給対策室長から説明をお願いします。

山本需給対策室長 それでは資料6「飼料穀物備蓄事業について」、A4の横紙で御説明したいと思います。

今回説明させていただきますのは、主に備蓄事業の効率化、健全化。先ほど畜産部長のあいさつの中にもございましたが、その観点での取組。あるいは今、取り組もうとしていることにつきまして、御説明したいと思います。

まず資料の1ページでございます。これは飼料穀物備蓄事業の概要でございます。皆様よく御案内かとは思いますが、ちょっとおさらいの意味も込めまして書いております。

我が国の飼料穀物の備蓄につきましては、我が国の主要な飼料穀物でございますトウモロコシ、こうりゃんの国内需要量のおおむね1カ月分を備蓄するということで、配合飼料供給安定機構が行いますトウモロコシ、こうりゃんの備蓄と、これを補完するという位置づけになってはいますが、国が行っております大麦、MA米の備蓄、こういう二段構えでやっております。

この他に、配合飼料メーカー等において、一定の在庫を確保していただいております。下の方に図がございますが、機構が行います備蓄につきましては機構が主体となりまして、配合飼料メーカーが備蓄受託者ということで、備蓄穀物の保管を委託していただいております。

これに対しまして、備蓄受託者に対しまして保管料を支払うということで、国がそれに対して補助をする仕組みになっております。

トウモロコシ、こうりゃんの備蓄は60万tございまして、これを補完するということで、国が行います備蓄ということで、政府指定サイロ等に保管しております大麦、あるいはMA米、それぞれ10万t、25万t、合わせて35万tがございます。

この95万tというのがおおむね1カ月分ということで、備蓄をしておるわけでございます。

この他は先ほど申しましたように、配合飼料メーカーで、一定の在庫を確保していただいているということでございます。

次に2ページでございますが、これまでの備蓄事業の実施状況ということで、機構が行います飼料穀物の備蓄につきましては、パナマックス等の到着の遅延ということで、一時的に飼料穀物がショートするような事態に対応するというので、備蓄穀物の貸付を、平成4年度から実施しております。

この貸付は、従来のミシシッピー川やパナマ運河の運航障害等による一時的な飼料穀物

の不足という事態に際しまして、活用されてきたところでございます。

今回、ハリケーン「カトリーナ」の影響によりまして、飼料用トウモロコシのアメリカからの積み出しが一時停止したという事態があったわけでございますが、これに対しましても、この貸付枠の拡大等の措置を実施したところでございます。

備蓄穀物の売り渡しによる放出、いわゆる本格放出につきましては、この懇談会でも御議論ありますように、これまで機構の備蓄穀物の簿価が時価に比べて非常に高い、あるいは放出の基準が明確でない等から、実施はしておりませんでした。

現在、簿価の引き下げも講じられていることも踏まえまして、本懇談会で御議論あったところでございまして、放出基準の策定に向けた検討を行っているところでございます。これは冒頭お話がありましたが、後ほど野崎委員から御報告をいただきたいと思っております。

貸付の実施状況でございますが、先ほど言いましたように、これは要は備蓄受託者に対しまして備蓄穀物を貸付けするという事で、四半期ごと 10 万 t の枠ということでやっておるわけでございます。それで、一定の貸付料を徴収させていただいているということでございます。

資料の 3 ページは、畜産部長のあいさつにもありましたが、ハリケーン「カトリーナ」の影響への対応でございます。ニューオリンズ周辺地域につきましては、我が国の飼料用トウモロコシの相当部分が輸入されているということで、我が国への飼料用トウモロコシの年間輸入量、約 1152 万 t でございますが、このうちの約 95% の 1100 万 t がアメリカから輸入されています。そのうちの約 7 ～ 8 割がニューオリンズから輸入ということで、ざっと計算すると、我が国の飼料用トウモロコシの 6 ～ 7 割が、ニューオリンズ地域から輸入されているという計算になります。

8 月末にハリケーン「カトリーナ」の影響によりまして、ニューオリンズ周辺地域におきましては、一時的にトウモロコシの積み出しが停止いたしました。その後 10 月以降、通常の操業状態に戻りつつある状況ではございます。

こういう状況でございまして、今かなり操業状況は戻りつつある状況でございますが、一時的にせよ積み出しが停止したということでございますので、我が方では 10 月から次の措置を実施しております。

まず、機構の備蓄につきましては貸付枠の拡大ということで、現在では約 14 万 t ほどの貸付の申請があると聞いておりますが、貸付枠の拡大をしております。

あと、国が行います大麦の備蓄につきましても、必要に応じて売り渡しをするというこ

とでございます。

またこれとあわせて、配合飼料メーカーの民間在庫についても活用を図るという形にしております。

次に、資料の4ページでございます。これは、これまで講じてきました効率化等の措置でございます。飼料穀物備蓄事業につきましては多額の予算があるわけございまして、畜産生産の状況変化等々も踏まえまして、事業運営の効率化・健全化を図ることが非常に重要でございます。

これは本懇談会でも御議論、御提言いただいていたところでございますが、その効率化・健全化の措置といたしまして、備蓄数量の削減、あるいは簿価の引き下げ、保管料単価の見直し、大麦のMA米への振りかえといった措置を講じてきているわけございまして、今後とも的確な事業実施の確保は当然図りつつ、効率化・健全化を図っていくことが必要ということでございます。

効率化等の措置ということで、下に4つほど挙げておりますが、まず備蓄数量につきましては、従来120万tということやってきたわけでございますが、近年の配合飼料原料の需要量の減少等を踏まえまして、15年、16年と合わせまして削減等図っております。

また、備蓄穀物は買い入れ以降に急速な円高が進行してきたため、簿価と時価とで大幅な格差が発生しているということで、これにつきましては備蓄穀物の買いかえ等によりまして、簿価の引き下げに努めてきたわけでございます。

保管料単価につきましては、民間の保管料単価に比べて高く設定しておりますが、これは備蓄の場合には、通常の民間のサイロと異なり、出し入れがないという状況もございすけれども、効率化の努力ということで、随時引き下げを図ってきているところでございます。

あと、大麦備蓄につきましては、備蓄コストの削減、あるいは米の需給安定等の協力等の観点から、MA米の振りかえを実施しているところでございます。

資料の5ページに、備蓄数量の推移を図示しております。昭和50年度、あるいは51年度から備蓄事業を実施しておりまして、トウモロコシ、こうりゃんにつきましては先ほど言いましたように、機構を中心に配合飼料メーカーの備蓄用サイロの中で積み増しをしてきておりましたし、大麦につきましても政府の指定サイロ等での備蓄の積み増しをしてきたということで、120万tに向けて平成の前半まで、備蓄の積み上げをしてきたところでございます。

その後、ここの懇談会でも議論ございまして、需要量の減少等を踏まえまして、14年度、15年度、16年度と備蓄数量の削減、あるいはMA米への振りかえ等を図ってきたところでございます。

資料の6ページはこれに関連いたしまして、飼料穀物備蓄事業の予算につきまして、参考を書いております。配合飼料機構の備蓄の方は大体一時期は70億、80億という予算がございましたが、現在は45億。ここにもございますように、保管委託経費が41億ということで、それがかなり大きなウエートを占めております。

国が行っております大麦の備蓄につきましても、備蓄数量の削減等を踏まえまして、あるいは効率化の努力ということで、今現在は8億円となっております。

次に、資料の7ページをごらんいただきたいと思っております。これは飼料備蓄事業の改善措置ということで、先ほど申しましたように、今取り組もうとしております改善措置について御説明したいと思っております。

まずその1つ目といたしまして、予算執行調査での指摘事項と対応方向とございます。機構が行います飼料穀物備蓄事業につきましては、本年度の財務省による予算執行調査の対象となったところでございます。

霞が関全体で、53の事業が対象になったところでございますが、その一つとして、この備蓄事業が対象になったところでございます。これは今年の春先から財務省の地方局が調査に入りまして、本年6月に調査結果と今後の改善点、あるいは検討方向が財務省から公表されたところでございます。

その中におきましては、保管料単価の引き下げですとか、コスト縮減につながる備蓄の割り当て、貸付料の引き上げ、備蓄数量水準の継続的な検討といったところの指摘がされております。

今回、予算執行調査におきます指摘内容につきましては、効率化の一環ということで取り組もうということでございまして、調査結果の指摘事項を踏まえまして必要な措置を講じるということで、必要なものは18年度予算要求にも反映をさせていただいております。

その下の方に4つ項目がございます。まず保管料単価の値下げということで、これは先ほどありましたが、備蓄のサイロの場合は民間と違いまして出し入れがないという特徴があるわけでございますが、それについても効率化の観点から引き下げを図っていくということで、18年度から保管料単価の引き下げを図ることにしております。

あと、コスト縮減につながる備蓄の割り当てということで、これは保管料が安いサイロ

に備蓄を重点的に配分すべきということでございます。この備蓄事業につきましては、国が備蓄サイロの建設を配合飼料メーカーに対しまして誘導してきて、建設に当たって利子助成をしたり、あるいはでき上がった備蓄サイロにつきましては、一定の処分制限期間を課しております。そういった経緯も踏まえつつ、随時今後、安いサイロへの配置を検討していこうと考えております。

次に、貸付料の引き上げでございます。貸付に当たりましては先ほど説明いたしましたように、一定の貸付料をとっているわけでございますけれども、これは配合飼料メーカーにとってもいろいろメリットがあるところでございますので、一定の引き上げを図るということで、18年度予算要求にも反映しているところでございます。

あと、備蓄数量水準、現在60万tでやっておりますけれども、これにつきましては目標に沿った適正な水準ということで認めていただいておりますが、今後とも国内の飼料需要量などの諸般の状況を踏まえて、備蓄水準の引き下げの可能性について検討を続けていくということで、いわば中長期的な課題という位置づけにされております。

これにつきましては、国内の飼料の需要量等を踏まえまして、継続的に検討していく課題というふうに認識しております。

次に8ページでございますが、国が行います飼料穀物備蓄事業の見直しでございます。これは国が行います大麦の備蓄につきましては、見直しを図ろうということで考えております。

機構が行いますトウモロコシ・こうりゃんの備蓄の補完ということで、大麦備蓄等を実施しているわけでございますが、これにつきましては飼料備蓄の効率化、あるいは米の需給安定対策への協力ということで、いわば特例的な措置として国内過剰米ですとか、MA米への振りかえを実施してきたところでございます。

その要請は引き続き強く要請されているわけございまして、一方で飼料用大麦の供給につきましては、国内実需者のニーズにきめ細かく対応するというので、SBS方式を導入しているところであり、順次、数量は拡大してきているところでございます。

これは飼料の低コスト供給ということで、国内の実需者、生産者の方からも、全量をSBSに向けての強い要請があるところでございます。

ちなみに小麦につきましては、平成14年度から既に全量SBS化が図られているところでございます。

こうした大麦供給についての全量SBS化を図るとともに、先ほど言いましたMA米へ

の振りかえということで、18年度からいわば特例的な措置ということで全量をMA米へ振りかえるということで、飼料備蓄の効率化、全量SBSへの対応、あるいは米の需給安定対策への対応ということ、特例的な位置づけでのMA米振りかえというふうに考えております。

MA米の備蓄につきましては、エサとしての適正な価格、あるいは安全性の確保は図ってきているところでございますし、今後とも引き続き、こうした飼料備蓄としての機能が適切に対応されますように、省内の話ではございますが、関係します総合食料局ともよく協力を図りまして、対応してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

それでは資料説明の最後ですけれども、資料7の「備蓄飼料の放出基準の検討状況について」ということに関して、配合飼料供給安定機構の理事長でもあります、野崎委員から説明をお願いいたします。

どうぞよろしく申し上げます。

野崎委員 それでは、資料7「備蓄穀物放出基準の検討状況について」という資料で御説明申し上げたいと思います。

この資料の最後の2枚は、今年の2月の懇談会に御報告した際の資料を参考までに付けてございます。

それでは若干細かくなりますが、個々の項目ごとに御説明申し上げたいと思います。

基準案骨子の、まず趣旨でございますけれども、この基準は飼料穀物の需給逼迫時の備蓄穀物の売り渡し方式による放出に関しまして、国の事業実施要綱なり、当機構の業務方法書に規定されている関連部分を取りまとめたものでございます。

各般の細部事項も補助的に整備いたしまして、最終的には一つの規程を制定するという目的であります。

それから2番の売り渡しを実施する場合がございますが、「飼料穀物の需給が逼迫し」から3行目の「発生した場合とし」まで、ここまでは要綱などに規定されているとおりでございます。その後「具体的には」という言葉がございますが、そこから以下は今年の2月の文書で表現したものでございまして、これらを合体したものでございます。

それから3の民間在庫減少の基準でございますが、これにつきましては多くの備蓄受託者につき、通常在庫数量が0.5カ月分以下となった場合、又はそのおそれがある場合とい

たしたいということでございます。

これは2月文書におきまして「著しく減少(半分程度)」とっておりましたが、それを具体化したものでございます。

それから4の緊急調査等でございますが、基本的には2月文書と同様でございますが、それに加えまして農林水産省、それから輸入商社等との連携を追加いたしておるところでございます。

それから5番の備蓄穀物放出検討委員会の構成でございますが、備蓄受託者の親団体と飼料輸出入協議会から御推薦をいただいた方々により構成いたしたいと考えております。

それから次のページでございますが、6番の売り渡しの手続でございます。これにつきましては要綱、それから定款に定められておりますことを、1つに取りまとめたものでございます。

クリアすべき事項といたしましては売り渡しの時期、それから数量、価格など。それからクリアすべき組織といたしましては、備蓄穀物放出検討委員会、理事会及び農林水産省生産局長としております。

ここに書いてございますように私どもの理事会は、備蓄受託者のトップの集まりだということで、理事会の議決を経て、生産局長の承認を受けることにしたいと考えております。

その下の(2) 売り渡しに先立ち、通常在庫の緩和措置を講ずる。これは当然のことではありますが、規定いたしたいということでございます。

それから7の売り渡しの時期でございますが、カトリーナの例もあるわけでございますが、例えて申しますと、パナマ運河が止まったことを想定いたしますと、ニューオリンズから運河までが大体10日間かかる。それから、運河から日本までが大体20日と見ますと、大体3分の2カ月分、すなわち0.6なり0.7カ月分程度の洋上在庫がございます。

また、通常在庫は平均いたしまして0.9カ月分程度でございますが、これは先ほどの危険水準である0.5カ月分までという数字と比較いたしますと、0.4カ月分程度の余裕があるということで、合計1カ月程度は何か事が起こった後、耐えられるのではないかとということで、おおむね1カ月後を売り渡しの時期ということと想定いたしておるところであります。

8番の売り渡し数量でございますが、これは2月文書と同様30万tずつ、2回に分けて放出することとする。国の保有する大麦等の放出と、協調して行うことといたしたいということでございます。

それから9番の売り渡しの方式につきましては、随意契約により行いたいと存じます。これは要綱等に規定しているとおりでございます。実は2月文書では入札の可能性についても検討ということを書いておりますが、それから1カ月の使用量が大体100万tから110万tでございます。その中で、売り渡し数量は30万tという量にすぎないわけでございますし、また入札となると時間がかかり機動性に欠けるということから、随意契約により行うこととしたいということでもあります。

それから10番の売り渡しの対象者でございますが、これは原則といたしまして、備蓄受託者といたしたいということでございます。

2月文書では、「備蓄受託者以外の者についても検討する」といたしております。配合飼料生産の95%を占める備蓄受託者を売り渡しの対象者とすれば、原則的には緊急時の飼料自給の安定を図られるのではないかと考えられるわけではございますが、備蓄受託者以外の者の実態、それから当機構との接点等を踏まえまして、備蓄受託者以外の者を対象とする具体的方策について、さらに検討してまいりたいと存じております。

それから11番の売り渡しの配分基準でございますが、通常在庫を含む備蓄数量割と、原料使用量割とを1：1ということで、原則各備蓄受託者ごとに配分したいと考えております。原料使用量割は、より実需に即した方式であるわけではございますが、一方で備蓄数量割は通常在庫分も含め、いわば備蓄という国策に対する協力を評価すべきだという考え方もあるわけではございます。

そういうことで、どちらか一方のみには決めがたいということで、いわば足して2で割るみたいな方式ではございますが、そういうことで、通常在庫を含む備蓄数量と、原料使用量割合とを1：1として配分したいということではございます。

ただ、中には配分不要、あるいは数量はもっと少なくてもいいという方もいらっしゃるでしょうから、そういったときにはもっと欲しい方に追加配分するなど調整の余地を残すということで、(2)の規定を入れております。

最後の3ページでございますが、12番、売り渡し価格でございますが「時価を基準とし、買い入れ価格等を勘案する。」こととしております。これは表現を簡略化しておりますが、要綱等の規定と同じ趣旨でございます。

ここは、実は2月文書では「簿価を基準とする。(簿価が時価と遜色ないことが放出の前提となる。)」としておりましたが、要綱、業務方法書等で規定しているとおりにしたいということではございます。

2月文書で簿価基準といたしておりましたのは、当時簿価が時価よりかなり高い水準にあるため、時価で売り渡せば多額の財政負担を要することから、極力簿価を時価に近づけるべきだと。簿価が時価と遜色のない水準まで引き下げられれば、簿価で売り渡すことも可能との趣旨であったわけであります。

簿価の引き下げのためには、私ども種々検討を行い、また、特に農林水産省におきましても大変御尽力いただいてきたところでございますが、特に今年度も大変な御配慮をいただき、先ほど山本室長の方からお話ございましたように、平成13年度当時、約3万2000円だった簿価が、現在は2万5000円まで引き下げられたということでございます。

また、時価水準とまではいかないものの、かつてから見ればかなり時価に近づいたということで、要綱等の趣旨どおりの「時価を基準とし、買入れ価格等を勘案する。」との表現ぶりにいたしております。

それから13、14は、要綱等にある規定をそのまま規定いたしております。

それから15で放出後の買入れにつきましては、できるだけ早く売り渡し前に復するのが基本でございますが、需給が安定次第速やかに原則的には放出価格以下で、できれば簿価以下で買入れを実施いたしたいと存じておりますが、国家備蓄である以上、余り長期間在庫を空にしておくことはできないわけでありまして、一定期間経過後は、多少の差損も出る可能性もあるわけでございます。その辺をよく見ながら買入れを行うべきではないかということでございます。

附則は、この基準につきまして、生産局長の御承認をいただくということでございます。

なお、一番最後の点線以下でございますが、これは行政機構等の内部の話ではございますが、当機構が買入れた備蓄穀物につきましては、総合食料局に一たん売り渡し、そこが検査、検証を行った上で、再度機構が買戻すという仕組みが存続しております。

これにつきましてはかなり手間のかかる手続でございますので、そのあり方につきましてはお役所の方で御検討をいただくよう、現在お願い申し上げているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。以上で、資料に関する説明を終わります。

質 疑 応 答

阿部座長 これからは、説明いただいたことについての御質疑をいただくことになりませんが、今回メンバーも代わったということで、ごく簡単に、議論を始める前に2～3分で整理をしたいと思います。

この飼料問題懇談会では、冒頭、部長の方からお話がありましたように、飼料の自給率が下がってしまったと。この会議が始まったころは24%、先ほどは23%というお話がありました、それを35%に上げていこうと。

それからもう1つ、穀類については、濃厚飼料原料については、海外依存というのは今までどおりやっていけなくちゃいけないから、これについては安定供給を維持していこうと。

それからもう1つは、飼料の安全性を担保しようという、この3つの大きな課題について5年ぐらいの計画を定めて、そして15年、16年、17年はどういうことかというようなアクションプランが定められて、そして今日は、その経過は今どういうふうになっているんだというお話がありました。

簡単に1つずつ見てみますと、いわゆる粗飼料の自給率というのは、草地の飼料作物の最高に一番多かったときには105万haぐらいあったのが、それが今は91万ha程度と下がってしまったから、だからそれをどうするかということで、大橋室長の方から今の経過説明がありました。

それから耳目を集めたということでは、先ほどありましたようにハリケーンが来て、いわゆる備蓄の政策を改めて認識されてというようなことがありました。

安全性に関しましては、先ほどお話がありましたようにBt10、あるいは中国の稲わらの問題というふうに耳目を集めている。これは飼料の世界だけじゃなくて、国民全体、消費者全体の耳目を集めているといったことで、その討議すべきテーマが非常に多いんですが、先ほどお話ししましたように、この会議の目途は5時ということで、1時間程度しかありません。テーマに照らし合わせますと非常に短いんですが、皆さんからこれから今、お話をいただいたことについての質問、あるいは御意見をいただきたいと思います。

そのやり方ですが、時間も短こうございますから、このテーマ、このテーマということではなくて、皆さん、この中から御随意に発言いただいて、それに関連するテーマがありましたら、それについて他の委員の先生から説明いただいて、ある程度まとまったところ

で事務局の皆さんから御回答をいただき、議論するということで進めていきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか、どなたでも結構です。お願いいたします。

林委員、どうぞ。

林委員 質問ですが、飼料プロジェクト行動計画ですね。これが非常に活発に活動されて結構なことです、重点地区を指定しているということですが、具体的に重点地区に指定して、その重点地区でどういうことをやろうとしているんですか。そこら辺をお聞きしたい。これは明らかになっていることかも知れませんが。

阿部座長 今の林委員の御質問に関連したことがございますか。いかがですか。

富士委員、どうぞ。

富士委員 直接関連するかどうか分からないんですが、自給飼料の中でホールクロップサイレージが近年飛躍的に伸びてきましたけれども、また少し減少したり止まっちゃっているところがあるんですが、その辺の原因分析みたいなのをどういうふうに、生産・流通、使う側から見ているのか。

それから、22年、27年のホールクロップサイレージの、何らかの目標設定みたいなものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

重点地区なんかでも、ホールクロップサイレージの重点地区みたいなものがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

阿部座長 他に関連したことはよろしいですか。また、同じテーマでも結構だと思います。

では、今のお二人の委員の先生方についての御回答をよろしくどうぞ、お願いします。

大橋草地整備推進室長 それでは、すべて自給飼料関係でございますので、私の方から御説明させていただきます。

まず、林委員の方からございました重点地区でございますけれども、基本的にはこの重点地区に対し、いろいろ各般の施策を集中的に投入していこうじゃないかというふうに、我々は考えております。

この重点地区を選んで、それを重点的にやるということはどういう意味があるのかということでございますけれども、結局重点地区といいますのは、我々のとらえ方ではやっぱりまだ点的な存在、非常にいい取組をなされているんだけれども、それはまだある一定の限られたエリアにとどまっているような地区が多うございまして、そういう地区をモデル

としまして、そこに施策を集中することによりまして、点的な存在から、それを面にどんどんどんどん拡大していこうじゃないかと。そのことが結果的には飼料増産といいましょつか、飼料自給率の向上につながるであろうという発想でもって現在、考えてやっているところでございます。

引き続きまして富士委員からの御質問、非常に関係するわけでございますけれども、重点地区におきましては基本的には先ほど申しましたように、稲のホールクroppサイレージに対する活動も当然でございます。

稲ホールクroppサイレージだけに限らず、いわゆる耕畜連携全体としての取組事例もございまして、それからいわゆる放牧をメインにやっている地区もございまして。それから、コントラクター活動を積極的にやっている地区もございまして。それから草地の生産性向上といいましょつか、草地の更新を積極的にやっている地区もございまして。それからもう1つは先ほどもありましたように、消費者にそういった情報を提供するという活動を積極的に行っている地区もございまして。

したがって、どういうものを重点的ということではなくて、要は当方が決めました、一応7つのスローガンとっておりますけれども、そのスローガンに即した活動をやっているところ、特筆すべき活動をやっている地区を重点地区として指定していただいているという状況でございます。

あとは稲のホールクroppサイレージの減少原因でございますけれども、確かに御指摘のように非常に飛躍的に伸びた後、実は平成16年度は若干微減しております。

これの原因でございますけれども、基本的には本来の米の作付の方に戻ったことが、一番の要因ではなからうかと考えております。

今後どうなるかということにつきましては、まだ完全に分析が終了しているわけではございませんが、平成17年度、本年度におきましては、ちょっと位は増えるのかなという感じではございます。まだちょっと具体的な定量的なレベルまでは把握し切れておりません。

平成27年度の目標は、具体的にはホールクroppで幾らというようなつかまえ方は、今のところはしておりません。ただ水田におきまして、当然ホールクroppの生産もございまして、その他の飼料作物の生産も推進していかんやらんということで考えております。

以上でございます。

阿部座長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

他にいかがでしょうか。今と関連しても全然構いません。

山口委員、どうぞお願いします。

山口委員 私どもの方では、どこの県もそうだと思いますけど、自給飼料の増産運動をやっております、県の中にそういった増産戦略会議とかコントラの協議会を作って進めております。

国も本気になって取り組まれて、私どもへもいろいろ指導していただけるものですから、私どもの方も本気になってやっております、大分、関係者の意識が変わってきたのかなという感じがしています。

私どもの方ではいろんな調査をしていく中で、実態が今まであまり細かく分からなかったんですが、結構分かってきたものもあります。例えば、耕種農家の方が稲わらを畜産農家に供給するということをやっている集団がありまして、「今度中国の方から稲わらが入ってこなくなったから、他の県から（余剰稲わらを融通することに対し）どうですか」という話が国を通してありまして、そのときに「私の方で収集量を増やしまして、そっちに供給してもいいですよ」という集団が出てきたような話もあります。

それから、これはうちの県独自ですけども、メガファームというのがありまして、かなり大規模で牛を飼っていますと、なかなか飼料作物の生産に手が回らないところなんです、この辺の人たちの考え方、要するに、飼料作物の生産に対してどういうふうに考えているのかについて視点をあてている。本当にメガファームと普通の家族経営と、その辺の考え方に差があるのか。あるいはそういうところであっても飼料作物を作ってくれるのか、その辺の議論をやっております。

今年度中には国の方針を受けて、酪肉の県の基本計画を作りますので、その中に生かして、その辺をもうちょっと明らかにしていきたいなと思っています。県段階での報告です。

阿部座長 ありがとうございます。状況報告ということで、特にはよろしいですね。

それで私の方からちょっとお伺いしたいんですが、今最後の方でメガファームという人たちは、自給飼料生産についてどう考えておられるのかということをいろいろ懇談しておられると。感触としてはいかがです。

山口委員 メガファームの場合、今の段階ですと自分で飼料作物を作るより、外国から粗飼料を買ってきた方が安いという考え方があります。

私の方では、その部分はそうじゃなくて、コントラクターを使ってやってくれというのが1つですね、労力的な問題としては。

それからもう1つは、私ども、那須岳のふもとに広大な飼料作物の栽培をしている地帯があるんですけど、こういう景観を守っていくためには、それぞれの酪農家が飼料作物を作って、お互いにそれぞれが責任を持ってやっていかなきゃだめだと。したがってメガファームの人も、牛を飼っている以上、それなりの飼料作物を作ってくださいよということで、売っていく牛乳のPRとか、ブランドという意味で取り組んでもらわなくちゃ困るんだというアプローチをしています。

阿部座長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

林委員 メガファームかどうかはともかくとして、私どもの酪農家はかなり規模の大きな酪農家ですよ。そういう方々についての、昨今のふん尿の処理という観点から、かなり自給飼料も作らなきゃならないという意識がある、そういう気持ちはあるようです。

なぜ作らないかという、自分には労力はとてもないということ。そうすると、だれかが作ってくれて、それが安定的な供給があれば、むしろ輸入じゃなくて国内のものを使いたいんだと。そこと堆肥との交換という形で進めたいんだというのが、かなり規模の大きなところ、2～3人、人を使ってやっているようなところは、大多数の人はそういうような感じ。

ですから、それは大体100頭か150頭ぐらいですかね。そういう規模で、安定的というのは量と質だということを言っていますですね。ばらつきがあったんじゃ危なくてしょうがないと。

そういう意味で、作る人と供給する体制というのが、酪農の場合はかなり重要じゃないのかなという感じがしています。

阿部座長 ありがとうございます。今の酪農の規模と、それから環境問題ということで、環境対策室長、何かコメントはありますか。

原田畜産環境対策室長 いや、そのとおりなので、そういう意識は高まっていると思うんです。そのときに、先ほどの行動会議なんかでも進めていますのは、これはやはりその地域地域の農業団体も含めてやってくださいということでやっています、特に堆肥は今、堆肥舎も作ってできているんだけど、しっかりした堆肥を作って還元するということまで、まだちょっと至っていないんじゃないかという心配をされていて、まさにエサ

との交換で、そこはぜひ進めていただきたいと思っているところでございます。

阿部座長 山口委員、どうぞ。

山口委員 メガファームの人といろいろ話してみたんですけど、今、例えば私どもの県では、那須のある栃木県の県北地帯は畜産が盛んですが、ほとんど堆肥は無料ということを知りました。

どういふことかと言いましたら、畜産農家の人が耕種農家の田んぼなり畑に持って行って、自分でまいてやって終わりというのがほとんど。要するに、畜産農家の方の一方的な労力だけで還元しているという実態になっているということです、ほとんどは。違うところもあるんですけど。それで稲わらをもろうときもあるし、もらわないときもある。

家畜排せつ物法ができて、それぞれが堆肥をきちとした形で作ったらそういうふうになったということ。それはそれでしょうがないと思うんですけど、堆肥過剰について心配して、どうなることかと思っていましたが、あれから1年たつわけですが、比較的きちっとできているような話で聞いています。

以上です。

阿部座長 ありがとうございます。

ちょっとメガファームにこだわったんですが、それはこれからの酪農というのが乳牛の頭数が少なくなっていく中で、だんだんメガファームのカバーする牛の数で、一定のレベルを維持していくという姿であるわけです。

そうしますといわゆる中小の方は、今日の政策の部分にありましたように、アウトソーシングでお父さん、お母さんの労働力をカバーしていくと。メガファームの方は、雇用労働力でやっていくという方向になったときに、飼料生産がどうなったかということは、これからもウオッチしていかなくちゃいけないということで、山口委員、どうも話題提供ありがとうございます。

それでは他に。

どうぞ、増田委員、お願いします。

増田委員 食べる立場、消費者の立場から、ちょっと意見も含めて質問をさせていただきたいと思います。

今、私ども消費者の立場の者を数人で、全国の畜産家を訪問させていただいてという事業を、畜産部の仕事でさせていただいた結果ですけれども、食品残さのエサ化といいますと、どちらに伺いまして、やはり差別化商品として歓迎されていっているというのは、個々

の実態としては明白になってきているという感想を持っております。

例えば、福島県・安達太良では、食品工場から出る残さで、残さといいますが日切れですか、ラーメンとかお菓子ですね。それで、何とF1の肉牛を育てている。

それから、これは皆さん御承知でいらっしゃるでしょう、千葉のリキッドフィーディングで養豚をやっていらっしゃる例。それから鹿児島島の焼酎かすでは養豚ですね。それから、山口県の浄化槽なんかの清掃をする会社はそのノウハウを生かして、学校給食の残さで養豚の飼料を作っている。

そういうふうに、点としては消費者に歓迎されるような事例が随分出てきているというのが実感なんですけれども、それも全部点で止まってしまっているというのが非常に気になるところで、たまたまここの委員の先生方の中にエサのビジネスとして広く携わっていらっしゃる方がおいでなので、そのお立場での御意見といいますが、お取組を伺うことができたらなど、一つは思っております。

どこへ伺いまして、電話一本で輸入の粗飼料なら、あるいは濃厚飼料も来ると言われてしまうんです。電話一本で話が止まっちゃうんですね。だから、電話一本で国内の粗飼料、国内のホールクロップサイレージというふうになるのか、ならないのか。

たまたま今朝の農業の専門紙の中に、「こだわりの日本短角牛、飼料すべて国産、付加価値つけて需要拡大」という大きな見出しが出ている記事が目にとまりましたけれども、消費者的な視点から言いますと、やはりそういうふうな付加価値をつけた安全と安心につながるような畜産物をという思いは、多分少なくないだろうと思っておりますが、いかがでございましょうか。

その中で予算の要求の概要のところ、ちょっと難しかったので質問なんですけど、1ページの(3)の「濃厚飼料の自給率向上を図るため、食品残さ等の飼料化のための技術情報等の普及を図るとともに、拠点的地域において食品残さ等の未利用資源を飼料化するシステムを構築」とありますが、これは具体的にはどのようなことを、私どもはイメージしたらよろしいのでしょうか。その御説明をちょっといただきたい。

阿部座長 それじゃ、こうしましょうか。まず最初に、後の方のお役所の方の今の御質問の趣旨と、それから点の存在をどういうふうに面的に広げていこうと考えておられるかというお話。そしてその後、前の方でお話がありましたように、今回はこの場に飼料の流通、あるいは調整というお仕事をやっておられる方がいるので、その方々はこの未利用資源、食品残さの飼料化についてどういう展望をお持ちでしょうかということによろしゅう

ございますか。

そんなことで、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

山本需給対策室長 それではまず、ちょっと順番後先になるかもしれませんが、予算の説明についてお話ししたいと思います。

食品残さの予算について、今御質問ありましたが、資料4の予算の説明資料の6ページ、食品残さ飼料化（エコフィード）対策ということです。先ほど概要版のところにありましたのは、ここに書いてあるところでございますが、現在、財務省と折衝中でございますが、大きく分けましてソフトとハードがございます。（1）がソフト的なものでございますが、これはいろいろ情報、あるいは技術等について実態調査をしたり、あるいはそういった情報技術についてのシステム化等、そういう意味でのネットワーク作りを考えていく。

あるいはエコフィード認証制度でございますが、まさに先ほど増田委員のお話にもありました、消費者にとっても安心できるような認証制度、これは特にこういう畜産物、あるいは飼料ということでありますが、安全性ということを十分踏まえて、あるいはどういう機関、だれが認証するか、どういう基準でやっていくかというところから検討を進めていこうということではございますが、こういった認証制度についての検討を進めていくといったこと。

あるいは（2）で直接支援と書いてございますが、これは施設整備に対する、いわば国の補助金でございます。

こういったものにつきましてエコフィード、食品残さの飼料化の取組を支援していこうというのが、平成18年度の予算要求中の内容でございます。

こういう取組を通じまして、まさに今、御指摘ございましたように、全国各地において点的にはいろいろ先進的、あるいは積極的な取組をされているところでございます。そういったものを全国的、面的に広げていこうというのがまさに課題だと認識しておりますので、行動計画におきましても、そういった取組事例についての収集・提供をして、そういったものをねらっていく。

あるいは、各ブロックごとにでも、シンポジウムとかでそういう意識の向上とか、あるいは情報の意見交換等も目指していく。あるいは情報ネットワーク、あるいは人の面での連携のネットワーク作りということの行動計画につきまして、今それに取り組んでいるところでございます。

まさに増田委員がおっしゃいましたように、飼料にかかわる関係者の理解、協力がな

と進めてまいれませんので、引き続き御理解、御協力をいただきたいと考えております。

阿部座長 ありがとうございます。

増田委員、予算のことについては今のようなことでよろしゅうございますか。

それでこれは、どうしてもやはりお役所対委員の皆さんということになりがちですが、この会は懇談会ですので、横断的な話がということになりますと、今、増田委員が、将来は電話一本で、いわゆる地産地消といいますか、国内産の未利用資源が入るようなシステムになるのかということで、それに関連してこういう未利用資源、食品残さを流通・生産というか、飼料のお仕事をされている方が、これについてどう展望を持っているかということも、ちょっとお聞かせ願えたらありがたいと思います。

そういった意味では、成清委員と平野委員から、もし御意見、お考え等ありましたらお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしくどうぞお願いします。

成清委員 それじゃ、考え方を申し上げます。

まず、飼料メーカーといいますか、配合飼料にかかわっている者としては、現在、配合飼料、混合飼料で約 2400 万 t 程度、日本で流通しているんですが、一番に心がけなきゃいけないのは、これまでは安定的な供給だったんです。

ただ、今回国もいろいろお考えになって、自給率を上げていくということについては全く賛成なんです。それで全農としても稲わらの自給なり濃厚飼料の自給について、ちょっとこれまで遅れていましたが、積極的に取組を開始しようと思っています。

ただ、非常に難しいのは、配合飼料を業として行う場合は品質と収支といいますか、ビジネスとして成り立たなきゃいけないので、今おっしゃった点では、まず品質の面で配合飼料なり、ある商品をお金にかえ、商品として売っていく場合は、制度上、使う原料についても一定の承認を得たものでないと使えないんです。そうすると、特に食品残さで難しいと思っていますのは、その品質の安定性を、我々飼料メーカーが原料として使える状態までどう確認するかです。それと、定量で量も安定していきなきゃいけないという難しい問題もあります。

阿部座長 ありがとうございます。

どうぞ、平野委員、お願いします。

平野委員 日本飼料工業会の平野でございます。

今のお話でございますけれども、成清委員が先ほどおっしゃいましたように、何せボリュームがあります。それと安定性と、それから今の安全性という問題。

そういったこと等、問題を解決していこうとしますと、ネットワークという言葉がどうしても出てまいります。どこにどういうものがあるか分からない。それが少しでも分かれば、自分たちが出かけて行って先方とお話しさせていただいて、そこから道が開けるんじゃないかというふうに考えています。

こういったことから、私どもも工場が分散しておりますので各工場に指令を出して、そしてあちこちで探してこいということで、少しずつは増えてきております。

極端なことを申し上げますと、納豆の皮は要りませんので豆の皮があると。それを少しずつ集めて飼料化していくと。これは牛の飼料になっていくわけです。

そういったことやら、あるいはお菓子のくずとか、そういうのをあちこちからかき集めるんですけども、どうしても一つの安定したものじゃないと、品質が安定してまいります。変わりますとどうしても変わってしまいます。

それと、食品残さの場合に一番ネックになりますのは、今の食品残さは油でいっぱいでございます。そうしますと、特に豚か牛ということになりますと、そちらの方には非常に向きにくいということで、油を搾らなきゃならないという工程。それから今度、その油をどうするかという問題まで出てまいりますので、ここらは新たな技術開発のポイントじゃないかと思っております。そういった面で、ネットワークということはぜひお願いしたいということでございます。

それとあわせて、ちょっとつけ加えさせていただきますと、例の安全性の問題に関連して恐縮でございますけども、ちょっと飛びますが飼料の安全性ということで、特にBSE関連で、我々業界、全農さん、全酪さんみんな同じでございますが、鶏、豚と牛の飼料が絶対に交雑しないということで、分離ラインをさせていただく。

それについて、消費者の方々にもっとアピールしていただきたいということをお願い申し上げましたところ、先般AFF(農林水産省広報)の方に掲載していただきまして、本当にありがとうございました。この席をかりて、厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。余談でございますが、お礼を申し上げさせていただきます。

林委員 私どもがエサを作っているわけでございますが、まさに今、食品残さというのが、加工残さだと思うんでよね。その使い方について、私ども一部焼酎かすとかジュースかすを使ってやっておりますが、いずれにしるマイナーなものになりかねると。

というのはまさに、今までお二方がおっしゃったような理由でして、なかなかメジャーになり切れないと。

私ども、ひとつ今後、こういうものを使う方向としては、先ほどもちょっと出ました TMR みたいな、エサがある程度中間地点、中継点でさらに再混合して、私ども配合飼料の基幹工場ではベースの飼料だけになって、それに農家なり地域に合わせたものをさらに濃厚飼料を加えたり、粗飼料加えたり何か加えてやっていますので、そういったところでの加工残さというものは、まだ入る余地はあるのかなと。

そのときには、おっしゃるような地域でのネットワーク、情報がこういうところへ入るといふことがあると、TMR センターみたいなところでやっています。

ちなみに、私どものある TMR センターなんかは、各農家全部配合は別です。オーダーメイドエサを作っているわけですね。そのくらいまで配合をやっていますから。

そういう意味では、材料さえあれば農家に合うかどうかで、中継地点は規模が若干小さいですから。そういう意味では、加工残さというものは可能性があるのかなと。

ただ、食品残さという観念については、ちょっと私も思いつかないんですがね。

阿部座長 姫田畜産振興課長、お願いします。

姫田畜産振興課長 まさしくお三方がおっしゃったとおりですが、まず私ども考えているのは、1 つは増田委員が見て来られたような、地域の資源をうまく地域の中で使っていくこと。

というのは、食品産業残さも焼酎かすとか大豆かすのようにかなり保存性がないとか、それから移動するのにコストがかかるという問題がございます。ですからそれは、むしろエサメーカーの方にいかないで、簡単に地域の中で動くのがいいだろうということ。

もう1 つは次のレベルで、今、林委員がおっしゃったように、TMR を使ってやるのがいいんじゃないかなということ。それは、ある程度の量がまとまれば TMR 濃厚で配合飼料とプラスして使えるんじゃないかと。物によっては粗飼料的な要素も持って使えるから、それがいいんじゃないかと。

場合によっては、TMR というのはどちらかというとな農業側だけの取組でしたけれども、いわゆる飼料メーカー側からの取組が現実にございますけれども、そういうこともやっていただければいいんじゃないかと。

3 つ目は、今、平野委員や成清委員がおっしゃったように、いわゆるある一定の配合飼料工場レベルでどうお使いになれるかということ。これは、場合によってはせっかくの食品産業残さなんですけれども、それを乾燥させてしまうと、そのために化石燃料が余計にかかってしまって地球環境的にマイナスになることもありますから、トータルとしてしっ

かりとどれが一番いいのかというのを、この3つのレベルでやっていく必要があると思います。

ですから、一番最初に言った小さなレベルだけでは、全体の数字まで変わってくるのはなかなか時間がかかると思っておりますので、一番最後に期待しておりますけれども、それぞれのレベルでやっていけるようにと。

そのために先ほど山本から申し上げたネットワーク作りとか、いわゆる認証制度ということもそれぞれやっていくと。

もう1つは、メジャーな消費者団体の方々から聞いているのは、食品残さの場合は安全性についてしっかりと担保していく必要があるだろうということで、そのために安全性を担保するための認証制度をしっかりと作っていかうということも、あわせて考えている次第でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

他のテーマでいかがですか。

内藤委員、どうぞ。

内藤委員 意見というか幾つかお聞きしたいこと、あるいは私なりの感想を述べたいと思います。

先ほど御説明がありました飼料自給率向上戦略会議、非常に緻密な計画で、日を追ってチェックされているということで、大きな成果が上がるのではなからうと考えているところであります。

仕事でいろいろ全国を回ってしまして気がつくことは、まず土地の利用といいましょうが、土地利用に対してどういうふうに関として考えていくのかということ、畜産サイドだけではなくて、まさに耕種サイドも入れてこの基本を議論しないと、どうもこういう言い方をするとまた怒られるかもしれませんが、いろんな補助金その他が行われているときには進む。一過性のものに終わる危険性があるのではないかと思うんですね。

水田転作で100万ha、あるいは方々に荒廃した耕作放棄地等があるんですが、これを地域としてどうするのかという土地の利用、そしてそれを畜産的に利用するためにはホールクロップサイレージ、稲のサイレージ、あるいは日本型放牧等々の手段としては畜産サイドがあるわけですが、何かその辺の基本部分について土地の流動化、あるいは地域における輪作体系化等の基本部分についての議論が、もっともっと並行して行われる必要があるのではなからうかというのが第1点であります。

第2点目は、今までの環境問題等でもお話がありましたように、「循環型農業を構築していくんだ。そのためには耕畜連携が必要である云々」と書かれているんですが、今回のこの戦略会議の中で、耕種側の代表者はだれなんだろうか。あるいは耕種側との接点はどこでつけて、そして地域の諸活動のPLAN-DO-SEEが行われるのか。その辺の耕種側との接点の姿が、どうも文字の上からは読み切れないというか、私が読めないのかも知れませんが、あるのであります。

第3点目は、私ども生産者があっての話かもしれませんが、生産者の私的責任というか、私益だけを追求するんじゃなくて、生産者の公益性に対する責任というか、やるべき事柄も一緒にPRしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

具体的に言えば今お話のように、土地条件の制約がある。あるいは労働力が極めて少ない。あるいは所得を上げるために頭数を増やすんだということで、土地条件を無視した増頭。結果に、エサだとかふん尿問題が起きてきているという事例にぶつかるわけですが、その辺はある程度生産者自身も、自分たちが何をしなきゃいかんのかという生産条件のあり方といいましょうか、そういうことを一緒に考えていく環境づくりが必要ではないかなと考えております。

そうしませんと当然、先ほど中国の稲わら云々ありますが、口蹄疫の問題、あるいはその他、日本は海外からの飼料を輸入に頼る国情からすれば、いろんな病気の発生が考えられるわけで、この辺のことをトータル的に考えていく必要があるのではなからうかという気がしております。

4つ目は、これも現地に行ってすごく強く感ずるんですが、総論賛成、各論反対。なぜ反対かということ、さっきの電話の話ですね。電話一本でやった方が余計もうかる。あるいは過重労働から解放される、これは分かるんですが、それに現地の指導者の方が追従するような雰囲気があるのではないかと。これは私が感じているということですが。現場の普及の方々、あるいは農協の方々等々、支援者がもう少し全体を見た上で、生産者に対する支援なり指導が必要ではなからうか。そういう意味では科学的な検証を、電話一本が得するのか、あるいはそうでないのかという、経営経済分析の側面からも見た指導、支援が必要ではないのかなという感じがしております。

これはこの運動を進める上で、私なりの感想です。

阿部座長 ありがとうございます。

今の2つありまして、1つは土地の利用ですね。耕種農業との接点だとか、土地の集積

も含まれると思います。もう1つは、地域の指導者層の考え方ということですが、関連したことについてございますか。

ではまず、今の内藤委員の御質問、御意見についてお答えをいただきますでしょうか。よろしくをお願いします。

大橋草地整備推進室長 極めて大きな問題でございまして、回答といたしまして、それに完全にお答えできるかどうか、ちょっと自信はないのでございますけれども。

まず土地利用につきましては、これは古くて新しい問題といたしまして、昔から議論されていた問題でございます。

具体的に言いますと、今までの我が国の農地流動化政策と申しますのは、農業会議所等のおやりになる政策と、農地保有合理化法人が中心になっておやりになる施策、いろいろあるわけでございます。

済みません、これから先は私観になるのでございますが、大分変わってきたなと思えますのは、例えば先ほど内藤委員の方からおっしゃいましたように、耕作放棄地というのが完全に無視できないくらい増えてきております。

その耕作放棄地を何とかしなければならぬという観点から、農業会議所という組織もかなり危機意識を持っているというのが、まず1つあるわけです。

当然、耕作放棄地の解消のためには、畜産による放牧というのが一つ大きな手段であるというのは私も認識しております。事実これは、今までとても放牧とは縁がなかったような地域、例えば北陸、富山、石川でございますとか、東海の愛知、滋賀県といったところが、耕作放棄地の解消を目指して、かなり放牧に取り組んでいるという事例が生まれてきております。

したがって、耕作放棄地の解消という観点から、そういった土地を畜産的利用に供するという動きは大分、今後とも加速してくるだろうと思えます。

ただ、あとこれは、今のところ点的存在にとどまっているやつを、どのようにしてそれを増やしていくのかというのが課題だろうと。そのときに、あわせて畜産が利用できるように土地を集める必要があるというのは、重々分かっております。

ただしその手段が、正直言いますとなかなか実態では難しいというところもあるのでございますけれども、私がちょっと今考えておりますのは、例えば農地保有合理化法人が各都道府県にございます。これをうまく活用して、何かそういった施策の構築がもしできるならば、そういった方法も考えるべきだろうなということは考えているところです。

ただ、具体的にはどうするんだというのはなかなか難しいんですが、幸い、都道府県の農地保有合理化法人は、畜産公共事業の事業主体と位置づけられている面もございますので、そこら辺のところとの接点で、方策が一つはあるのかな。これはまだ私の個人的な段階ではございますけれども、そういったことも考えているところでございます。これはちょっと答えになっているか、なっていないか、私も自信ございません。

それから2点目の、耕種サイドとの接点のことで申しますならば、この飼料自給率向上戦略会議、あるいは行動戦略会議の中には、ある意味、ありとあらゆる農業生産者団体といいましょうか、それが一応構成員としてももちろん、参画していただいているわけでございます。

まして、うちの農林水産省の副大臣がヘッドになってやっていただいているということもございまして、そういう意味では、農林水産省挙げての取組だというふうな位置づけを、我々は持っているところでございます。

ましてや今度畜産部も生産局に入ったということで、耕種サイドと畜産サイドが連携をするという、条件的にはある意味整ったのかなと。あとはただ、内藤委員もおっしゃいましたように、現地に行つての意識といいましょうか、それがあつた意味問題だろうとは思いますが。

ただ、これも大分最近意識が変わつてきつてありまして、先ほどの稲わらと堆肥の交換等の話もございましたけれども、昔に比べると畜産サイド、耕種サイドそれぞれの意識が、私は大分変化してきているのではないかなと思つております。これも正直な答えになっているかどうかは、ちょっと自信がございません。

それから、生産者の公益性、非常に重要な話だと思つますが、これはなかなか正直言ひまして、行政サイドから強制することもできませんので、あくまでも自主的なお考えということになるのでございますけれども、先ほど申しましたように、そういった耕作放棄地を放置しておいたら他の人に、あるいは国土の有効資源上、問題があるという意識がかなり広まつてきているということもございまして、そこら辺のところについてはもう少し見る必要があるのかなということを考えているところでございます。

それからあと普及組織、あるいはJAの支援、指導体制のことでございますけれども、これにつきましても先ほど申しましたように、今回の飼料増産体制の中にはそういった普及サイドでございまして、JAグループの総力を挙げての応援といいましょうか、支援をお願いしているところでございまして、実際かなり積極的に活動していただいていると

ころでございますので、そのところは内藤委員が現地でちょっと反対の御意見がございましたら、そういったところはそういうことのないように、今後働きかけていく必要があるのかなと考えているところでございます。

申しわけございません。ダイレクトな答えにならなくてまことに恐縮でございますが、以上でございます。

阿部座長 よろしゅうございますか。

他にいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ、お願いします。

犬伏委員（代理：横田） 資料3の自給率向上戦略会議設置要綱のところでもちょっとお伺いしたいんですが、5の「その他」の部分に、「食料自給率向上協議会」という名称が出ておりますが、これの位置づけがちょっと分からないということで、もうちょっと説明していただけたらと思います。

それから私今日、代理で出てきておりますので、本当の一消費者の意見といたしまして、飼料という部分は我々消費者にとって、どうしても陰の部分になってしまうんですね。食品そのものには目がいきますけど、飼料というのはなかなか目がいかないというのが現状なので、今後こういうことに対するPRはなお一層お願いしたいなと、それは本当に一消費者としての意見です。

阿部座長 それでは、前半の部分についてお願いします。

山本需給対策室長 「食料自給率向上協議会」と申しますのは、農林水産省全体で総合食料局が中心になりまして、省内関係局、あるいは生産から流通、消費、消費者とか関係者を含めまして、食料自給率、飼料に限らず他の分野も含めまして全体の自給率向上、あるいは基本計画に定まっていることの取組を進めていこうということで、この協議会におきましても我が方と同じような形で行動計画を作りまして、毎年それを検証していくというやり方で進めているところであります。

犬伏委員（代理：横田） これは設置されるということは、これからということですか。

山本需給対策室長 いやもう設置されています。

犬伏委員（代理：横田） されておりますか。はい、分かりました。

山本需給対策室長 ですので、基本計画に基づく食料自給率の大きく言えば一環として、食料自給率だけではなくて、例えば残さのリサイクルというものもありますけども、そういうところと連携しながら、あるいはそういうところともタイアップしながら進めていくと

いうことでございます。

犬伏委員（代理：横田） はい、分かりました。

阿部座長 他にいかがでしょうか。

どうぞ、浅野委員、お願いします。

浅野委員

これから自給飼料増産運動を加速化していく視点から、私の所見を含め要望をさせていただきたいと思います。

先ほど大橋室長からお話がありましたが「放牧の促進」は行動計画の大きな柱となっており、先般、私共協会は国と一緒に山口県で第5回目の放牧サミットを開催いたしました。

釈迦に説法かもしれませんが、牛による放牧が現地でどのように取り組まれているか2、3特徴的な動きを紹介させていただきたいと思います。

近年、肉用牛による水田放牧が増加してきておりますが、以前は集落周辺の平たんな水田、いわゆる美田地帯では放牧は御法度とされ実施されておりました。

しかし近年、転作目標を達成するための手段として、放牧をも止むを得ないということを取り組んだところ、悪臭はもとより地下水の心配もないことが判明し、繁殖牛の放牧が次第に増加定着しつつあります。

例えば島根県斐川町氷室地域においては水田面積 70ha のうち 20ha を対象に水田放牧が導入され、稲作と3年おきのブロックローテーションが実施され成果を挙げております。

2つ目は、沢地帯の谷津田における放牧であります。この事例としては大分県や山口県に多く見られますが、今回の山口の事例では、耕種農家がこれまで作っていた谷津田が拳家離村により荒れ放題になっていたところを繁殖牛の放牧により立派な放牧地に転換されています。

3つ目は、急傾斜地の棚田放牧であります。山口県の油谷地区は、棚田百選に入っておりますが、この地区で耕作放棄された急勾配のところでは牛の放牧が実施され、荒廃地が短期間できれいになり景観を取り戻し、環境保全に大きく寄与しております。

今や水田放牧、牛による放牧は単に畜産の振興分野に止まらず、中山間地域の地域活性化にとって有効な決め手となっております。遊休資源の活用、環境保全、中高年の雇用の促進、老人のデイケア等々極めて多岐に亘り、今回のサミットの現地研修会で改めて放牧のもたらす効果が再確認できたのではないかと思います。今回、全国から約 360 人が参加されましたが、肉用牛の放牧は全国どんな場所においても取り組めるという自信を深めら

れたのではないかと思います。

先ほど内藤委員からいろいろご提案がありましたが、現場での取り組みの姿勢においてかなりの温度差がみられることも事実であり市町村、農協、農家間で大きな格差がみられます。この格差を是正していくことが当面の大きな課題であり、ネットワークづくり等、情報の伝達、啓蒙活動が強く急がれます。

それに放牧に限らず、自給飼料を生産利用した場合のメリットをもっと強く打ち出すべきではないかと思います。中央畜産会が毎年行っている畜産経営の分析データや、現地での聞き取り調査から言えることは、酪農の場合、放牧が一番低コストで所得率が高いこと、次いで、採草通年給与型、一番コストが高いのは、流通飼料依存型となっており、ここ2～3年のデータ分析等で方向性が見えてきたのではないかと思います。北海道の酪農主産地の若者（後継者、新規就農者）においては、最近、通年給与サイレージよりも放牧の方がはるかに合理的、省力的で牛も元気になるし、生活にゆとりができるなどすべてハッピーにつながるということで放牧熱が急速に高まりをみせております。現場においては正に地殻変動が起きつつあるわけで、このような動き、実態をもっと的確に把握し、迅速にその具体的事例、重点モデル地区などを国をはじめ私達関係者はもっと広くPRすべきではないかと思います。

このような動きを加速させるためにもここでもっと現地を鼓舞、インセンティブを与えるような施策を国の方で更に力を入れてもらいたいと思います。

今日の日本農業新聞のトップに、「農地と水管理を主軸とした資源環境保全対策大綱」の記事が掲載されておりましたが牛の放牧がもたらす資源環境保全機能効果の重要性については、先ほど私が述べたとおりであります。農地、水管理も重要なことではありますが、牛の放牧が果たす資源環境保全機能についても的確に評価していただき、関連対策として正しく位置づけしていただくよう特段の御配慮をお願いいたします。

以上であります。

阿部座長 とても元気の出る話をありがとうございました。

お役所の方、何か特にはありませんか。

大橋さん、ありますか、どうぞ。

大橋草地整備推進室長 ありがとうございます。非常に心強い応援というふうに受けとめてございます。

最近私どもちょっと、いいなと思ったのは、具体的に言いますと岡山県が、「とりあえず

放牧」というのをやっています。県単の事業でやっています、いわゆる県が電気牧柵と牛を持って、荒れた水田の持ち主のところに行って、とりあえずそこで電牧を張って放牧させてみるわけですね。

そうすると、結構それを周りの人間が見ていまして、「ああ、牛というものはきれいにしてくれるんだな」と。それから、「においもなければ何もいじゃないか」。あげくの果てに、子供たちが「かわいい、かわいい」と言って寄ってくるということで、「いいことだらけだな」ということで、まだ非常に微々たる行動ではあるんですけども、そういった地域での独創性のあふれるような取組が、最近非常に増えてきている。

したがってそれが、今の取組事例の増加の方につながっているのではなからうかと考えておりますので、そういった取組をもっと、我々も支援していきたいと考えているところでございます。どうもありがとうございました。

阿部座長 ありがとうございました。

備蓄の問題、それから安全性の問題についてまだ意見が出ておりませんが、だんだん時間が追ってきましたけども、それ以外も含めて。

高木委員、お願いします。

高木委員 ちょっと違う切り口でお話ししたいと思うんですが。先ほど消費者の方からもお話がありましたけども、消費者の方、エサというところは意識して関心を持たないと、なかなか関心がいかないというお話がありました。ここが私はポイントだと思うんですね。

というのは、エサを結局、何らかの形で食べたものが食品として出てくる。その食品に対する消費者の理解というものが、やっぱり最後は支えになるんだと思うんですね。

それで、この飼料自給率を向上させていくというのはいろんなねらいがあると思うんですけども、究極的に言えば結局のところは生産者、それから生産から出るいろいろな残さ、または食品加工、ないしは食品そのものが廃棄される残さというものが、エサなり肥料というのものもあるかもしれませんが、いずれにしても最後は食品なりになって消費者にいくと。その環がうまくいくかどうかだと思うんですね。

これはやはりこのサイクルがうまくいかないと、さっきどなたかが金の切れ目が云々とおっしゃられましたけれども、まさにそうなる。今までがそうだったと思うんです。大体、この自給率向上運動というのは、何度繰り返し行われたか。皆さんもお調べになれば分かると思うんですが、何度も繰り返し行われている。しかし、その支援措置ないしは具体的

に言えば、補助ないしは、先ほどインセンティブとおっしゃられましたけども、そういうものがなくなると、だんだんと全体がうまくいかなくなってしまう。

そういうことにならないようにということで今回、恐らくいろんなそういう過去の分析もされて取り組んでおられると思うんです。

例えば、飼料向上の、先ほど御説明のあった資料3の5ページを拝見しますと、現在までの取組実績でいろいろやってまいりましたということですが、例えば生産の段階、飼料化の推進ということが出ておりますが、そういう中に消費者の視点というものが落ちていくんじゃないかというか、落ちてないまでも、先ほど来のお話を聞いていますと、生産の視点が非常に強いという感じを受けるんですね。そういうことだと最後に消費者のところに行ったときに、先ほども増田委員がおっしゃっていましたが、なかなか理解されない。

ということは結局、そういうものを使ってできた食品といいますか畜産物を含めて、それに対しては一定のコストがかかるのならば、その辺を理解してもらわなきゃいけない。それは価格に恐らく反映させざるを得ないんだと思うんですが、そういうことでの理解がなければ、恐らくまたなかなかうまくいかない。要するに、サイクルがうまくでき上がった形にならないんだということになるのではないかと。

したがって、もう少しこういう生産、飼料化の推進という段階に、それぞれに意識的に消費者の目を入れる努力をしていくことが必要なんじゃないかと。今もやっておられると思いますが、さらにその点をお願いしたいなということでもあります。

それから、もう1つは安全性の問題も含めて技術開発には、これは個々の事業者、個々の生産者ではなかなか無理なわけですから、こういうところには私は徹底した支援をすべきだと思いますし、そこから出た成果というのは情報を開示して、消費者の皆さんにも安全であるということがきちっと分かっていたくような情報開示に努めることが大事だと思うんです。

まずやっぱり技術開発には安全性を含めて、徹底した試験研究段階から始まって、支援が必要ではないかと。今もおやりになっているし、具体化をしている面もあると思いますけれども、これは、より加速化すべきではないかと思います。

それから、実際に食品残さ等を受け入れて、それを飼料化している方のいろんな苦勞の一つが、廃棄物処理業者の登録許可との関連ですね。この辺は行政の中で非常に難しい話かもしれませんが、別に廃棄物の処理ということではなくて飼料化をすとか、肥料化も

あるのかもしれませんが、そういうことなんですから、そののところはきちんとした一定の監視措置というものを入れれば、何か一般の廃棄物処理業者の権益を侵すことにはならないのではないかと。これはやはりもっともっと、消費者の皆さんの支援も受けて、これは行政の問題だと思しますので、そこはひとつぜひお願いしたいと思います。

それから備蓄の放出基準の話については、先ほど御説明のあった方向で進めていただくことになると思うんですが、先ほど御説明ありましたので、御説明のとおりでよろしいかと思うんですが、念のためということで申し上げれば、95%を占める備蓄受託者、いわゆる売り渡しの対象者の問題ですけども、原則として備蓄受託者。その理由として、95%を占めるんだと。だから、余り問題が起こらないんじゃないかということですが、私が昭和40年前後の石油ショックのとき、それから例の平成5年の緊急輸入というときに問題になる、そして全体の大問題ということではないんですけども、やっぱり不安をかき立てるのが5%の方々なんですよね。そこが不安をもたらす。

例えば、トイレットペーパーの場合もそうだったと思うんです。そういうところから火がつくということですから、5%の方というのも、これは恐らく備蓄受託者になるほどの飼料製造等を行っている方ではないんだと思うんですけども、危機管理ということから言えば、そういう方がまず問題を起さないとということも大事なことじゃないかと思しますので、先ほど口頭で御説明ありましたので念のためということですが、ぜひそれは具体的な方策を考えておかれた方がいいと思います。

それから今、考え方ということで御説明があったわけですが、私が言うまでもなく、そういうことでおやりいただけだと思いますが、やっぱりこういうものは作ってみても、紙の上でやってもしょうがない。紙の上のものが一体、実際に本当に実効性が上がるのかどうかという、これも実際に物を動かすわけにはいかないんでしょうけれども、実際に一体どこの港にどういう工場があり、どれだけのサイロがあり、そして過不足がどうなっているのか。こういうのはみんなお調べになっていると思うんですが、実際にそういうことを前提にした模擬演習みたいなのもやって、この紙に書いたとおりになるのかどうか。または想定したとおりになるのかどうか。これはやはりやっていただきたいと思います。

それからこれをもとに、一定の暫定的なものになるのかもしれませんが、基準ということで公にして、こういうときにはこういう方策が用意されているというメッセージを出すべきではないかと。それもお考えだと思いますけれども、できるだけ早くそこはやっておいた方がいいんじゃないかということです。

特段のお答えは要りませんが、以上です。

阿部座長 今、高木先生からは、これからの課題と、それからその方向に向かっての検討の方向というか努力目標をいただいて、95%の問題については、先ほど野崎委員からありましたように検討課題だということでもありますので、引き続いて検討していくということですが。

お約束の時間の5時が過ぎましたので、ここら辺で今日の懇談会を終了していきたいと思えます。

今、委員からいただきました御意見等につきましては、今後の飼料行政に十分に反映していただきますようお願いしたいと思います。

今日は参加いただいて、いろいろ熱心に討議いただきましてありがとうございました。

最後に、畜産部長の方から何かございましたらお願いします。

町田畜産部長 本日は大変長時間にわたりまして御熱心に御討議いただいて、ありがとうございました。

浅野委員から大変まとめていただいたんですが、この飼料増産につきましては、これまでにない機運の盛り上がりといえましょうか、具体的に地に足がついた活動が、少しずつできつつあるのではないかと考えております。

冒頭申し上げたとおり、国だけではなく地方公共団体、また農業団体というふうに連携して取り組むということで、まさにそれが耕畜連携ということでもあるわけですが、高木委員から御指摘がありましたように、確かに消費者へのアプローチという、その点がちょっと欠けていたところがあるかなということをお話しながら、今お話を伺っておりました。

飼料が農作物なり肥料なりを通じて食品になって、またそれを消費者の方に買っていただくという一つの環を作るようにという御指摘でございました。そういったことも踏まえて、今後また消費者の方も一緒にまたやっていけるように、御説明なりをさせていただきたいと思う次第でございます。

本当に今日いただきました御意見、今後の飼料行政に生かしていきたいと思っております。引き続き御指導のほどよろしくお願ひいたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。

閉 会